平成２３年（フ）第２５１号
長野県須坂市墨坂南４丁目13番２号
債務者　大塚亜矢子（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
長野県伊那市東春近1379番地５
債務者　武井　　剛（旧姓小平）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第３０１号
兵庫県明石市大久保町大窪855番地の15
債務者　三原　知子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
兵庫県美方郡新温泉町七釜12番地の１
債務者　中村加南子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
奈良県桜井市大字戒重350番地の１
債務者　角田　昌義
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４５１号
奈良市三条大路３丁目１番９―303号
債務者　森田　法宗
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４７１号
奈良県生駒郡三郷町勢野北４丁目13番１号
財団法人信貴山病院ハートランドしぎさん内、住民票上の住所奈良県大和高田市礒野南町１番38号
債務者　竹村　宗弘
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２６２号
徳島県吉野川市鴨島町牛島350番地
債務者　河野　正文
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９７号
徳島県板野郡藍住町住吉字藤ノ木55番地13
債務者　桑原　明美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０１号
徳島県阿波市阿波町山ノ神278番地
債務者　立石　浩二
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２２号
徳島県名西郡石井町石井字石井804番地９
債務者　笠木　皇規
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１６号
盛岡市津志田１地割８番地９
債務者　古山真知子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６１号
高知県四万十市西土佐奥屋内883番地
債務者　大崎　兼亀
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２９１号
神奈川県逗子市久木７丁目８番９号
債務者　遠藤　広二
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２９２号
神奈川県逗子市久木７丁目８番９号
債務者　遠藤富士子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第６３２号
千葉県松戸市八ケ崎１丁目20番地の26　スカイハイツ101号
債務者　矢萩理絵子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７１７号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20番23―301号
債務者　平野千鶴代
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７２８号
千葉県松戸市五香３丁目９番地の９　アネックスホンダ201号
債務者　伊藤　義信
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部